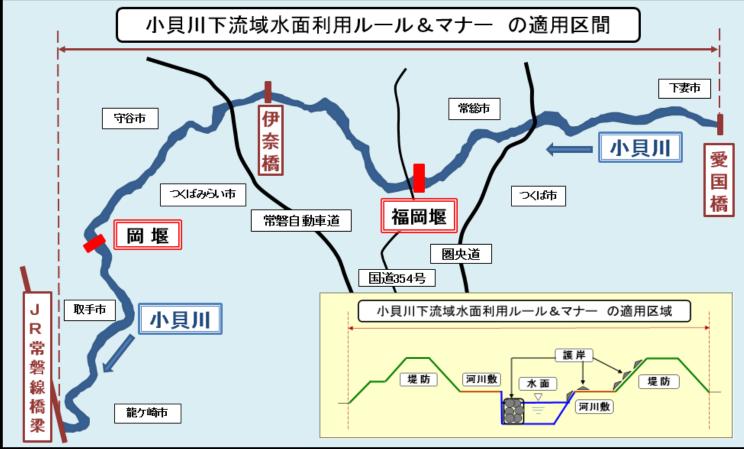
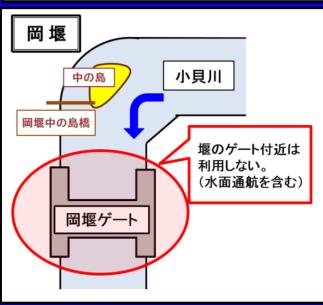
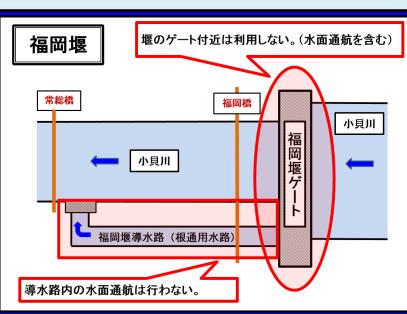
小貝川下流域水面利用ルール&マナー







O事故に関すること

救急救命 119番

警察 110番

〇ブイの設置やイベントの開催など 河川の利用に関すること

(JR常磐線橋梁~伊奈橋) 国土交通省 藤代出張所 0297-83-5126

(伊奈橋 ~ 愛国橋) 国土交通省 水海道出張所 0297-22-0245

○油の流出に関すること

鬼怒川・小貝川通報連絡センター 下館河川事務所 管理課 0296-25-2169



小貝川下流域 水面利用等協議会

事務局 0296-25-2151

小貝川下流域水面利用ルール&マナー

R元.7.1

■ 水上オートバイやモーターボートの小型船舶を利用する皆さんへ

(1) 免許者の自己操縦



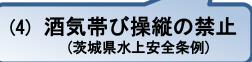
(5) 水面へ昇降するスロープ付近では徐行。 (水上オートバイは時速8 km以下)

(6) 非動力船及び釣り人の付近では最徐行。 (水上オートバイはアイドリングスピード = 時速5km以下)

(3) 危険行為(暴 走・引き波・見せびら かし)は行わない。

- (7) 作業船や作業の付属設備には近づかない。 やむを得ない場合は、徐行して通航。
- (8) 離岸・接岸する非動力船には近づかない。 また、非動力船の前面を横切ったり、 左右に近づかない。
- (9) 水上オートバイは夜間(日の入りから日 の出まで) や早朝の通航は行わない。
- (10) エンジンやマフラーなどを改造した水上オ ートバイやモーターボートは使用しない。

(2) ライフジャ ケットの着用



- (11) 水上オートバイやモーターボートは人家近くでエンジンの空ぶかしをしない。 全ての箇所で不必要な空ぶかしにより騒音を出さない。
- 水面利用する全ての皆さんへ
 - (12) 堰のゲート付近は利用しない。(水面通航を含む) 福岡堰の導水路内も通航しない。
 - 橋脚周り、樋管付近は利用しない。 (水面通航を含む) (13)
 - 水面、スロープ、河川敷は譲り合って利用し、立入禁止柵などで独占的な利用をしない。 (14)
 - スロープを造成したり、土地の形状変更を行わない。 (15)
 - 車両の走行は徐行とし、堤防斜面を登り降りしない。 (16)
 - 通路をふさぐ駐車・水ぎわ駐車などの迷惑駐車はしない。 (17)
 - 大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。 (18)
 - 水上での給油、油缶の放置は絶対にしない。 (19)
 - ゴミや、不要な釣り糸、釣り針、餌などは持ち帰る。 (20)
 - 直火禁止。また、バーベキュー道具・食器類を川の水で洗わない。 (21)
 - (22) 船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

小貝川下流域水面利用等協議会

事務局 0296-25-2151